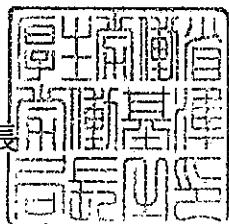


基発 0401 第20号
平成 26 年 4 月 1 日

全国中小企業団体中央会 会長 殿

厚生労働省労働基準局長



平成 26 年度中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進について

中小企業退職金共済制度(以下「中退共制度」という。)の普及及び加入促進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本制度は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的としております。

統計調査によりますと近年、民間企業における退職金制度の実施状況は、中小企業における実施割合が大きく低下し、大企業との格差が拡大している一方、中小企業が導入している退職金制度の内訳をみると、中退共制度の割合が大幅に増加しているところです。

さらに、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号)により、平成 26 年 4 月 1 日以降、いわゆる上乗せ部分を有する厚生年金基金については、従業員の退職給付の保護のため、他制度への資産移換が認められこととなります。中退共制度はその資産の移換先の一つとされるなど、その重要性は従前にも増して大きくなっています。本制度の普及をより一層図る必要があると考えております。

本年度におきましても、本制度を運営している独立行政法人勤労者退職金共済機構において、本制度の普及及び加入促進を強力に推進することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、本制度の趣旨を御理解の上、同機構の実施する普及及び加入促進活動について御協力を賜りますとともに、傘下団体におかれても本制度の趣旨等について御協力が得られますよう特段の御配慮をお願いいたします。

なお、御要望があれば同機構から説明者を赴かせ、直接制度の詳細について説明させていただきますので、御活用いただきますようお願いいたします。

(この件についての連絡先)

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

事業推進部加入促進課 (ダイヤルイン)

電話 : 03-6907-1234 FAX : 03-5955-8220

